

## 【別紙】

### 「原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画」作成の経緯

平成23年(2011年)3月11日に東京電力㈱福島第一原子力発電所において重大な事故が発生し、大量の放射性物質が放出された結果、多くの住民が長期間の避難を強いられることとなった。

これにより、従来の原子力防災について多くの問題点が明らかとなり、同規模の原子力災害が発生したと仮定すると、全市民の広域避難も想定されることとなる。

平成24年(2012年)9月19日に原子力安全委員会と経済産業省の原子力安全・保安院が廃止され、原子力の安全規制を一元化する原子力規制委員会及び原子力規制庁が発足した。この新体制の中で「原子力施設等の防災対策について(旧指針)」の内容が精査され、各事故調査委員会からの報告等を考慮した上で「原子力災害対策指針」が同年10月31日に策定された。同指針は、その後も見直しが行われている。

新潟県においては、柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方(事務局暫定版)を平成24年(2012年)4月に策定し、新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)を同年8月に修正し、更に、原子力災害対策指針の全部改正等を踏まえ新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)を平成26年(2014年)3月に修正した。新潟県ではこの間、国、県、県内市町村及び関係機関が参画し広域避難等に係る課題や問題点を抽出し、対策案の検討を実施するための「新潟県広域避難対策等ワーキングチーム(10チーム)」を平成24年(2012年)11月28日に設置して、広域避難をめぐる諸課題の検討を踏まえて、「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)」を平成26年(2014年)3月25日に策定した。

柏崎市では、これらの対応として、柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)の抜本的な見直しのため、平成23年(2011年)11月に「柏崎市原子力防災計画見直し検討委員会」と「7つのワーキンググループ」を立ち上げ、福島の原子力災害対応等を参考に原子力防災対策に係る課題や問題点を抽出し、対策案の検討を実施し、平成24年(2012年)3月23日に「柏崎市原子力防災計画見直し検討委員会ワーキンググループ検討状況報告(第1回)」をとりまとめた。

その後、国の防災基本計画原子力災害対策編(平成24年9月改正)や、原子力災害対策指針(平成24年10月策定)を受け、柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)を平成24年(2012年)10月1日に修正し、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲が全市に拡大することを盛り込んだ。更に、原子力災害対策指針の全部改正等を踏まえた修正を平成26年(2014年)7月に行った。

また、県内の市町村では、県内の自治体の連携による任意の研究会「市町村による原子力安全対策に関する研究会」が平成23年(2011年)9月12日に発足し、広域的な対応を必要とする原子力災害への検討を重ね、避難・屋内退避・避難者受入に対する共通の考え方を整理した「実効性のある避難計画(暫定版)」を平成24年(2012年)11月2日に取りまとめた。

国では、平成25年(2013年)9月3日に開催された原子力防災会議において、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」の政府方針が決定され、これに基づき、内閣府原子力災害対策担当室を中心に関係省庁が、原子力発電所の所在する地域の自治体の地域防災計画や避難計画

等の充実化を支援していくこととした。

これにより、国内に13地域ワーキングチームを設置して自治体だけでは解決が困難な課題の解決を図ることとし、柏崎刈羽地域ワーキングチームが設置された。

柏崎市は、これらの広域避難等をめぐる諸課題の検討を踏まえ、避難先自治体との個別の調整等を行った上で基本的事項をまとめ、平成26年(2014年)7月29日に本計画を初版として策定した。

その後、国は、平成27年(2015年)3月20日に柏崎刈羽地域ワーキングチームに代え、柏崎刈羽地域原子力防災協議会を設置し、同年6月11日に同協議会の第1回作業部会を開催した。

新潟県では、平成27年(2015年)5月12日、原子力災害時における即時避難区域(PAZ)の社会福祉施設の避難先マッチングをまとめ、さらに同年7月28日、避難準備区域(UPZ)の広域避難先の基本となる具体的な避難先自治体のマッチングを公表した。

これを受け柏崎市は、避難経路所や避難受入施設及び避難経路等の具体について、避難受入自治体と個別の調整を実施。さらに、県広域避難検討ワーキングチームでの協議や検討等を踏まえ、平成27年(2015年)12月1日、本計画を修正した。

平成30年(2018年)3月22日に、「新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)」及び「原子力災害時における新潟県広域避難の行動指針」が修正されたことを受け、同年12月20日、本計画を修正した。

さらに、新潟県は、平成31年(2019年)3月に、「新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)」の修正、「原子力災害時における新潟県広域避難の行動指針」を基に「新潟県原子力災害広域避難計画」と具体的な対応を示す個別マニュアル等を策定した。

令和2年(2020年)3月に「新潟県原子力災害広域避難計画」、6月に新潟県スクリーニング・簡易除染マニュアルを修正したことを受け、同年9月18日に本計画の名称を「柏崎市原子力災害広域避難計画」と改め、修正した。

以後の修正については、記載を省略。

## 「柏崎市原子力災害広域避難計画」における今後の課題

避難の実効性を高めていくため、国、県、県内市町村及び防災関係機関と引き続き協議し、関係機関相互の連携体制の構築や国の支援体制の強化等をより具体化するとともに、その内容を本計画に順次反映していくものとする。

### 1 EAL及びOILに基づく避難等防護体制の具体化

フィルタベント設備の運用と避難計画との整合性を確認する。

### 2 広域避難体制

- ① 国や関係機関の協力を得て、自家用車以外のあらゆる手段(船舶、鉄道、ヘリコプター等)の確実性のある避難手段の確保を検討する。

- ② 避難経路障害要因調査結果による県の対応を確認・検討する。

### 3 受入自治体との連携

受入自治体と、情報連絡体制、避難経路所・避難所・福祉避難所の運営及び食糧・物資の調達、必要な資機材等について具体的な協議を行い、連携を図るとともに、県、国等へ必要な支援を求める。

### 4 要配慮者の避難体制及び避難の実施により健康リスクが高まる者への対応

- ① 在宅の要配慮者（避難行動要支援者等）の具体的な避難体制の構築及び避難手段の確保を図る。
- ② 県、関係市町村及び関係機関等とともに、要配慮者の避難先での支援体制を検討する。
- ③ 避難の実施により健康リスクが高まる者の防護措置の実施・支援体制の整備を図る。

### 5 緊急時モニタリング

国、県、原子力事業者及び関係機関が実施する緊急時モニタリング結果の情報連絡体制を確認するとともに、市民等への情報伝達の具体的な手順及び方法等について確認する。

### 6 安定ヨウ素剤の配布・服用

即時避難区域（PAZ）における事業所等への事前配布の手法について、協議を進め、早期実現を働き掛けていく。

### 7 避難経路の確保と避難の円滑化

円滑な広域避難ができるよう道路整備や改良、除雪体制の充実・強化、道路監視体制の実現を働きかけていく。